

净化槽破碎機取替

給排水係長

業務隊長	管理科長	營繕班長	營繕主任	管財	施設管理	工事企画
工事件名		净化槽破碎機取替				
図名		表紙				
作成年月日		令和5年2月1日				
川内駐屯地業務隊 管理科						1 / 3

仕 様 書

1 工事件名 済水槽破砕機取替

2 工事場所 鹿児島県薩摩川内市冷水町 539-2
陸上自衛隊川内駐屯地

3 工事概要 浈水槽破砕機の取替を実施する。

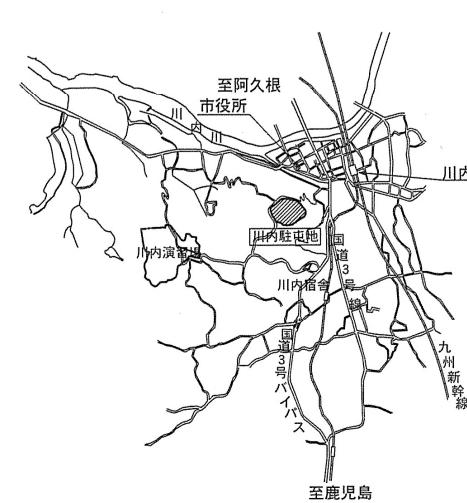
- | | |
|-----------------|----|
| (1) 破砕機取替 | 1台 |
| (2) 基礎コンクリートはつり | 1式 |
| (3) 試運転調整 | 1式 |

4 一般事項

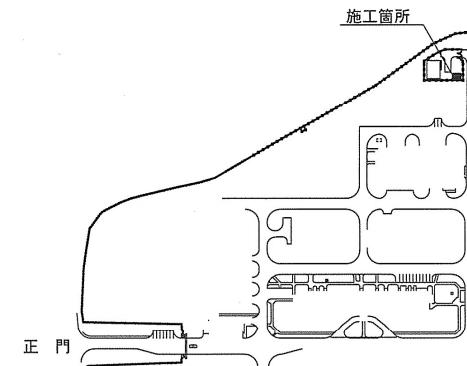
- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊川内駐屯地で実施される「済水槽破砕機取替」に適用する。
- (2) 本件は、本仕様書のほか、関係諸法規、メーカー仕様を遵守し実施する。
- (3) 請負者は施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点等が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (4) 施工時期及び実施方法などは、事前に監督官と打ち合わせるものとする。
- (5) 請負者は、本件の施工にあたり、諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、その運営及び適用は、請負者の負担と責任において実施するものとする。
- (6) 請負者は、本件の施工にあたり、監督官の指示する書類（工程表・着工届等）を速やかに作成し、提出する。
- (7) 本件の工事写真は、施工前、施工中、施工後、主要な工事段階毎、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真台帳（A4版）に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工完了後確実に破棄するものとする。
- (8) 請負者は施工にあたり、官側から電気、水等の供給は受けられないものとする。
- (9) 発生材（鉄くず等の売払い可能なもの）は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材報告書を添えて引き渡すものとする。産業廃棄物については、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票（A・E票）の写しを係官側に提出するものとする。

5 特記事項

- (1) 本件で使用する資機材は、下記のものを標準とし全て新品を使用する。
破砕機：コミュニタサービス製 7R直下型 220～1200m³/日
電動機：3φ×200V×0.2kW
- (2) 取替の際、必要なパッキン類は全て新品へ交換することとする。
- (3) 基礎コンクリートはつり後、新設破砕機の設置に支障ないよう処置を施すこと。

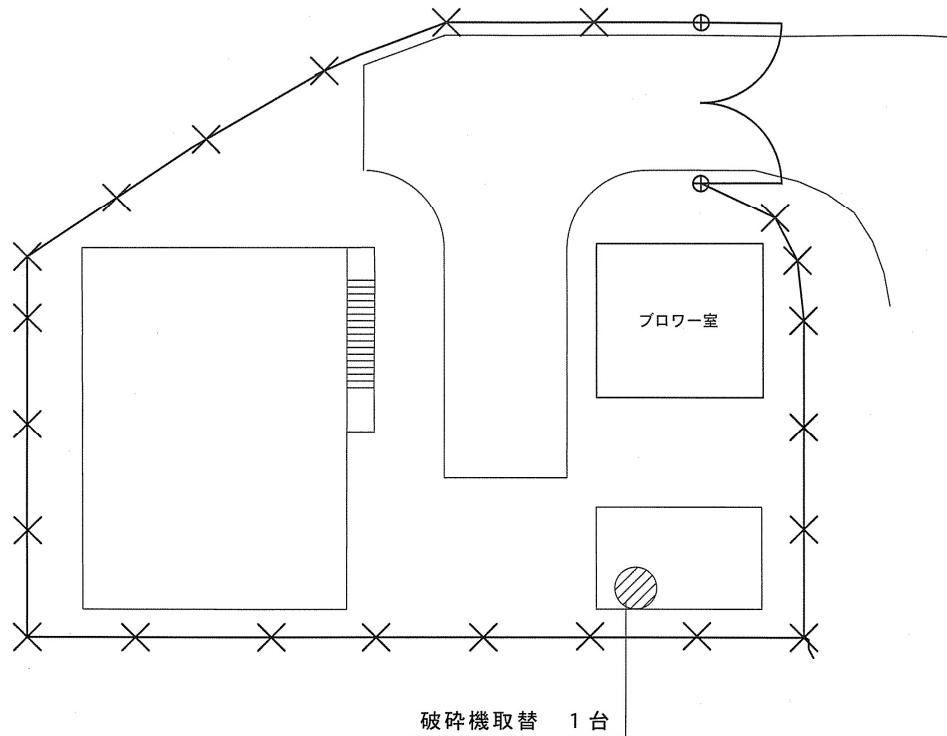


案 内 図

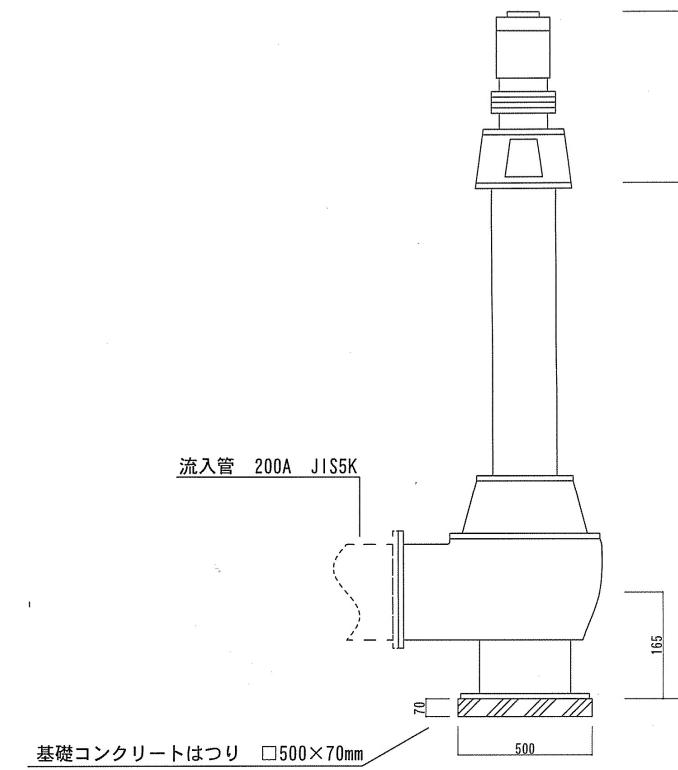


配 置 図

工事件名	済水槽破砕機取替		
図 名	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	各 図
作成年月日	令和5年2月1日	図面番号	2 / 3
川内駐屯地業務課 管理科			



平面図 S = 1 : 200



既設破碎機外形図 S = 1 : X

工事件名	浄化槽破碎機取替		
図名	平面図、外形図	縮尺	各図
作成年月日	令和5年2月1日	図面番号	3 / 3
川内駐屯地業務隊 管理科			